

読むと家裁のことがよく分かる

家裁にゅーす。

特 集
相続放棄について



- ・ 巻頭言
- ・ 第13回 家裁委員会開催
- ・ コラム ～「少年が成長するために」～
- ・ 会計課便り ～七尾&輪島支部新庁舎～
- ・ 七尾支部オープンデー
- ・ ひろば ～花の日訪問～



2010.8

Stage.12

<http://www.courts.go.jp/>

卷頭言

兼 六園の桜花が見事に咲きそろっていた今年4月、金沢家庭裁判所に着任いたしました。それから早くも3か月が経ち、蝉の声に暑さを覚えるような季節となりました。休日に町を散策すると、季節ごとに様々な顔を見せる金沢という町の趣きに興味が尽きることがありません。

さて、私は着任して以来、主に少年事件を担当させていただいております。これまで少年事件を扱った経験はありませんでした。経験豊かな当裁判所の職員に支えられながら、少年の更生及び健全な育成という職責を果たすべく努力しているところ



でございます。当裁判所の職員は、皆親切で家族的な一体感があり、このことは、当裁判所を利用される市民の皆様への対応にも反映されていることと思います。

現在、少年事件は、少年の人口減少に伴い事件数が減少する傾向にありますが、他方で少年の非行は複雑、多様化しているといわれています。当裁判所では、少年、保護者、被害者といった関係者の方々に対し、よりきめ細やかで適切に対応することを可能にすべく、少年事件の運用指針の見直しを進めていく所存でございます。

今後とも、当裁判所を気兼ねなく御利用いただくとともに、更なる御支援をお願い申し上げます。

金沢家庭裁判所 裁判官 吉 田 豊

第13回 家裁委員会開催

「少年事件における保護的措置を巡る問題」について

(意見・提案)

仮庁舎建設の槌音響く5月27日、第13回金沢家裁委員会が委員12人の出席を得て開催されました。通常、年2回(5月と11月)開催される同委員会ですが、昨年11月は諸事情により開催が見送られたため、1年ぶりの開催となりました。

委員会では、まず、新委員長として平林金沢家裁所長が互選・選任された後、本委員会の議事の公開についての取扱いが確認されました。引き続き、オブザーバーである少年事件担当裁判官を交えて、今回のテーマである「少年事件における保護的措置を巡る問題」について意見が交わされました。



委員会の様子

「保護的措置」は、日頃あまり聞き慣れない言葉ですが、比較的軽微な事件を起こした少年に対し、再非行防止のために家裁が行っている教育的な措置のことです。

この「保護的措置」について、その目的、具体的にどのようなことを行っているのか、効果はあるのかといった点を裁判所の事務担当者がパワーポイントを使って説明をし、出席委員からは概ね次のような意見や提案がありました。

- 1 保護的措置は、実施前に少年の抱える問題点等を少年自身に認識させ、きちんとした動機付けを行うことで、より効果的な措置となる。
- 2 社会奉仕活動等の体験型保護的措置を通じ、少年に他者から感謝される経験を持たせることは、少年の自信を回復させ、更生への意欲につながるのではないかと。
- 3 非行に至る問題点の解決に向けて、少年自身への働きかけのみならず、保護者への働きかけも併せて行う必要がある。
- 4 裁判所が行う保護的措置には時間的な限界があることは分かるが、個々の少年の特性に応じてきめ細かな検討が必要であり、継続的な措置が必要な場合もある。民間とリンクしたり初期段階からカウンセラーと連携するなどして、事件終了後もフォローできる態勢をとれないかと。

なお、次回委員会は、委員の半数以上の方が新しく選任されて、平成22年11月25日(木)に開催される予定です。



～相続放棄について～

先日、父が死亡しました。父には多額の借金があるため相続放棄をしたいのですが、どのようにすればよいですか。



相続放棄とはなんですか？

相続が開始(死亡)した場合、相続人は次のいずれかを選択することができます。

相続人が被相続人(亡くなった人)の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認

相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄

被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認
の単純承認は家庭裁判所での手続は必要ありませんが、 の相続放棄又は の限定承認をするには、相続人が申述期間内に家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。

相続放棄をするためには、相続人(相続人が未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して)が家庭裁判所に申述書を提出する必要があります。申述書の用紙は、家庭裁判所に備え付けてあります。

また、**裁判所のウェブサイト**(<http://www.courts.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。

手続はいつでも出来るのですか？

申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったとき（相続開始の原因事実（被相続人の死亡）と自分が相続人となった事実を知ったとき）から3か月以内にしなければならないと定められています（民法915条1項本文）。

ただし、例外として、最高裁判所の判例で、相続人が、被相続人に相続財産（借金などの債務を含む。）が全く存在しないと信じるにつき相当な理由があると認められるときは、相続人が相続財産の全部又は一部の存在を知ったとき又は通常であれば知り得たときから3か月以内であれば申述することができると解されています。

申述期間を経過すると相続放棄の申述は受理されず単純承認となり、土地の所有権や預金などの財産だけでなく、借金等の債務もすべて相続人が引き受けることになりますのでご注意ください。

費用はどのくらいかかりますか？

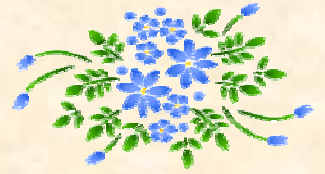
相続放棄の申述は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所にします。費用は、申述人1人につき収入印紙800円、郵便切手80円×2枚が必要となります。

また、添付書類として、被相続人の配偶者や子が相続放棄の申述をする場合には、申述人の戸籍謄本、被相続人の死亡が記載された戸籍謄本、被相続人の住民票の除票が必要となります。

なお、その他の相続人（例えば、被相続人の親や兄弟など）が相続放棄の申述をする場合には、これら以外にも戸籍謄本等が必要となりますので、詳細は最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

金沢家庭裁判所以外の裁判所に申述する場合、郵便切手の額は申述する裁判所にお問い合わせ下さい。

「少年が成長するために」



私たち金沢家庭裁判所では、地域の方々の協力を得ながら少年の更生に取り組んでいます。以前の広報誌で、「万引き被害を考える教室」の講師として、書店、コンビニ、衣料品店の方々に来ていただいていることを紹介したことがありました。

この他に、石川家庭・少年友の会（以下、「友の会」と略します。）の協力を得ながら、少年が様々な社会奉仕活動に参加できる機会を設けています。具体的には、兼六園や金沢城の近くにある白鳥路の清掃活動、使用済み切手整理活動、老人保健施設や乳児園での手伝いといった活動を行っています。最近では、学校で子ども達がボランティア活動に取り組む機会が多くなってきたため、少年の社会奉仕活動に対する抵抗感は少ないようです。

友の会は、調停委員が中心となって設立された団体です。会員は日頃関わる調停事件の中で、父母の対立の板挟みとなった子どもの苦しみを感じています。そのため、少しでも少年の成長を援助したいという気持ちから少年に関わるようです。

私たちはどうしても少年の犯した非行や問題点ばかりに目がいきがちですが、友の会の会員は、少年の良いところを見てください。友の会の会員の暖かい眼差しを感じて、社会奉仕活動に一所懸命に取り組む少年も多く、少年の良さを認めて引き出していこうという姿勢からは、改めて私たちも大いに教えられるものがあります。

（調査官室 Y）



七尾支部，輪島支部の新庁舎が 竣工しました！

会計課便り

七尾支部

主な特徴

- ・開放感のあるデザイン
- ・全館バリアフリー
- ・見やすく分かり易い案内サインや執務室・法廷の集約化等で来庁者の利用し易さを追求
- ・省電力器具の使用、自然光の取り入れ、太陽光発電パネルの設置等で環境に配慮



輪島支部

主な特徴

- ・輪島の町並みの景観と一体化する外観意匠
- ・バリアフリーに配慮した各階
- ・見やすく分かり易い案内サインや執務室・法廷の集約化で，来庁者の利用し易さを追求
- ・省電力器具の使用、自然光の取り入れ等で環境に配慮



七尾支部 オープンデー

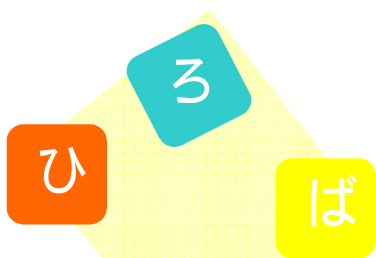


ロビーでのコンサート

平成22年5月2日に開催され、
約80の方が来庁されました。
裁判所トリビア発見ツアーや、
法廷見学、裁判員体験などを通して、
裁判所を身近に感じてもらえたようです。



法廷見学と裁判員体験



清泉幼稚園では6月第二日曜日は花の日（子どもの日）です。



おしごとがんばって
ください♪

園児達がメッセージカードや
お花を運んできてくれました。

発 行 金沢家庭裁判所

〒920-0937 金沢市丸の内7番1号

076-221-3418

